準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月一日とする山田土建株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月六日

北九州市門司区中二十町六番二三号

山田ホールディングス株式会社

代表取締役　大塚　成美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八万六千三百七十二円、資本準備金の額を六億四千八百三十九万三百二十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一〇一頁（号外第一六六号）

令和八年二月六日

東京都港区三田三丁目五番一九号

株式会社ＨＲＢｒａｉｎ

代表取締役　堀　浩輝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百三十三億八千万円、資本準備金の額を百三十三億八千万円減少し、それぞれ百十五億二千万円、百十五億二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三〇八頁（号外第一六八号）

令和八年二月六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

ディーアールアイ・ジーピー2株式会社

代表取締役　手塚　万峰

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年六月十九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月六日

京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城四六番地

株式会社阪村機械製作所

代表取締役　小林　純

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月六日

神戸市灘区新在家南町一丁目二番一号

小泉製麻株式会社

代表取締役　小泉　康史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

札幌市北区新川三条二十丁目一番二〇号

音熱環境開発株式会社

代表取締役　三星　雅宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

茨城県結城市大字結城字大水川原三九八四番地一

株式会社全日本農協畜産公社

代表取締役　増田　昌洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

東京都千代田区内神田三丁目二番八号

ジーベンケミカル株式会社

代表取締役　高野　栄子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

愛知県岡崎市板屋町一八五番地一

株式会社白井

代表取締役　角谷　仁子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

大阪府堺市東区白鷺町三丁一九番一―二〇一号

株式会社伯井商店

代表取締役　伯井　洋

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるサカラーッチャリ・ガニタヤラゲ・ヤシタ・ラクマール・ラナシンハが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

スリランカ民主社会主義共和国ドゥッマラスーリヤ、ウトゥワッタ

茨城県筑西市茂田一八〇三番地三〇

OMEK FURNITURE AND MOTORS

日本における代表者　サカラーッチャリ・ガニタヤラゲ・ヤシタ・ラクマール・ラナシンハ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

東京都千代田区神田錦町三丁目一三番地竹橋安田ビル二階

PRECI-DIP SA

日本における代表者　ルーカス・オリバー　フロスト

正誤

令和七年八月二十九日（号外第百九十五号）公布国土交通省令第八十八号（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

五〇ページ上段表の次に次を加える。

附則の次に次の八様式を加える。

ページ	段	行	誤	正
五〇	下	第二条改正後欄終りから一	八十五	八十六
〃	〃	第二条改正前欄	八十四	八十五

「の発注」を削る。

ページ	段	行	誤	正
〃	〃	二〇	一九　一八　八　七　六	五九　〃　〃　〃　〃　六〇　〃　〃　上　〃　〃

五一ページ上段一行目から六三ページ上段終りから一〇行目までの様式を五〇ページ下段一行目の前に移動する。

ページ	段	行	誤	正
五四	下	一三	(1)	(2)

六〇ページ下段七行目から一七行目までを削る。

ページ	段	行	誤	正
六二	下	一五	運行	受渡し
〃	〃	九		
六三	上	一〇		
〃	〃	一四		
〃	〃	一〇	運送あたりの	受渡しに係る
六二	下	一		